

# 重要事項説明書

## 学生総合共済(新規契約用)

重要事項説明書はご契約にあたり「特に重要なことから」を「契約概要」に、ご契約の前に「特に注意を要することから」を「注意喚起情報」に記載していますので、ご契約の前に必ずお読みください。ご不明な点がございましたら、大学生協の共済窓口または全国大学生協共済生活協同組合連合会【略称:大学生協共済連】の相談窓口:共済・保険サポートダイヤルまでお問い合わせください。

### I 契約概要(特に重要なことから)

#### 1. 学生総合共済のしくみ

##### 【生命共済】

●被共済者(以下「被共済者」といいます。)の病気で事故による入院・手術・後遺障害・死亡および事故通院を保障する基本契約と、被共済者の父母または扶養者の死亡ならびに被共済者の扶養者の事故死亡を保障する特約を組み合わせた生命共済です。

##### 【火災共済】

●借戸室内における被共済者が所有する家財の火災・落雷・破裂・爆発・水ぬれ・風水害等による損害を保障する火災保障と、盗難による損害を保障する盗難保障、被共済者の過失によって火災・破裂・爆発・給排水設備等からの水ぬれ・水ぬれ事故を起こし借戸室内に損害を与え、貸主に対して法律上の賠償責任を負うとき保障する借家人賠償責任保障を組み合わせた火災共済です。

#### 2. 共済期間

##### 【生命共済、火災共済共通】

- 共済期間は効力の発生する日から1年間です。
- 継続する契約の共済期間は、現在ご加入の共済契約の満了日の翌日午前0時から1年間です。
- 新入生の共済期間は、後記II.注意喚起情報「4.契約の成立日と効力の発生日について」の①、②、③のいずれかに該当する日から1年間です。

#### 3. 自動継続

●この契約の共済期間は1年間ですが、契約者が契約の継続停止を申し出ない限り、「満了する契約」と同一内容の継続契約の申込みが毎年あったとみなし、契約者が預金口座振替依頼書に記載した金融機関口座から継続契約の掛金を振替えて、卒業予定年の契約満了日まで保障を継続します。制度改定があった場合は、上記「満了する契約」と同一内容の」部分を、「改定後の制度内容」で」と読み替えます。

- この「見直し申込」と「掛金の口座振替」により契約を継続することを自動継続と呼びます。

#### 4. 共済掛金の支払い方法

##### 【生命共済、火災共済共通】

- 共済掛金は1年間の共済期間に対し年1回払いです。
- 初年度(入学時を含む)の共済掛金は、入学する大学の生協が指定する方法でお支払いください。
- 2年目から卒業予定年までの共済掛金は、あらかじめ契約者が指定した金融機関からの口座振替でのお支払いです。

#### 5. 契約者(共済に加入の申込みをする人をいいます。)

##### 【生命共済、火災共済共通】

●共済に加入の申込みをする人(契約者)は、大学生協共済連の会員である大学生協の組合員、または組合員と同一の世帯に属する人です。

#### 6. 被共済者(共済の保障対象になる人をいいます。)

●生命共済・火災共済の細則に定める学生で、次の各号のいずれかに該当する人、申込書で登録した方1名です。

- ①契約者
- ②契約者の配偶者
- ③契約者と生計を共にする前記①②以外の2親等以内の親族
- ④契約者の配偶者と生計を共にする契約者の配偶者の2親等以内の親族

#### 7. 扶養者(加入申込書に「扶養者」として登録する人の要件)

●扶養者は、生命共済の被共済者の学費および生活費の全部または過半部分を負担していることが要件ですが、必ずしも親族である必要はありません。

#### 8. 契約の制限および引受条件

##### 【生命共済、火災共済共通】

- 被共済者1人につき、生命共済、火災共済にそれぞれ一つ契約できます。
  - 大学生協共済連が設定する契約の型以外の契約はできません。
- ##### 【生命共済】
- 契約の型:基本契約A型+特約F型の組み合わせによる「AF型」と基本契約M型+特約F型の組み合わせによる「MF型」の2種類があります。
  - ・基本契約A型とM型では被共済者の保障金額が異なります。
  - ・特約「F型」は被共済者の扶養者事故死亡に関する特約です。

- この契約における被共済者の「年齢」は、新規契約および継続契約の保障開始日における満年齢をいいます。
- 学生総合共済パンフレット記載の生命共済掛金額は、35歳未満の被共済者を対象とした金額です。新規契約の保障開始日において35歳以上の被共済者、および2年目以降の継続契約の保障開始日において35歳以上の被共済者は生命共済掛金額が異なりますので、大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルにお問い合わせのうえ、ご契約ください。
- 経済的に自立している被共済者(扶養を受けない人)、および扶養者のいない被共済者は、特約F型(扶養者事故死亡特約)を付帯しないA型またはM型の契約となります。
- 扶養者事故死亡特約の共済金の支払は、1人の被共済者に対して、すべての生命共済契約の共済期間を通じて1回限りです。したがって、この特約での支払を受けた被共済者が、契約を継続または再契約する場合には、特約F型(扶養者事故死亡特約)を付帯しないA型またはM型での契約となります。

- 共済期間中に卒業や退学などにより大学生協の学生組合員で無くなった場合でも、中途の満了日まで保障を続けることができます。
- ただし、中途解約を希望されるときは大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルまでお申し出ください。

##### 【火災共済】

- 契約の型:KV型の1種類のみです。
- この契約は「不動産賃貸借契約の入居者本人」を被共済者とする契約です。なお、借戸室内は日本国内に存在することを要します。
- 共済期間中に卒業、退学などにより戸室を借用しなくなった場合、解約手続きについて大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルまでお申し出ください。

#### 9. 保障内容

##### 【生命共済】

基本契約:死亡保障、後遺障害保障、入院保障、手術保障、事故通院保障  
特約:父母扶養者死亡特約、扶養者事故死亡特約

##### 【火災共済】

基本契約:火災保障、盗難保障(家財・現金・盗難借戸室修理費用)、借家人賠償責任保障

※この火災共済の他に同種の共済(保険)契約があり、それぞれの契約から支払われる共済金(保険金)の合計が損害額を超えるときは、損害額を超えないように調整して支払われる場合があります。

#### 10. 満期返戻金、割戻金

##### 【生命共済、火災共済共通】

- この契約に満期返戻金はありません。
- 年度の決算において剰余が生じ総会で議決された場合、9月末決算時点で有効な契約に対し割戻金を支払う場合があります。なお、割戻金は共済契約の最終終了時(卒業年)まで据置きいたします。

#### 11. 共済金の受取人

- 共済金の受取人は契約者(この共済に加入の申込みをする人)です。
- 被共済者と同一人である契約者が死亡したときの共済金受取人は、下記の人で、その順位は下記の①から⑥の順序とします。さらに、②から⑥における順位はそれぞれの記載順序とします。
- ①契約者の配偶者
- ②契約者が死亡した当時、契約者と生計を共にしていた、契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ③契約者が死亡した当時、契約者と生計を共にしていた、契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ④上記②に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ⑤上記③に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ただし、上記にかかわらず、契約者は死亡保障共済金の受取人を事前に指定することができます。

#### 12. 共済証書等の送付

●共済証書(生命共済は控除証明書を含む)や継続契約のご案内等は、加入申込書に記載した扶養者住所に送付します(日本国内に限ります)。

### II 注意喚起情報(特に注意を要することから)

#### 1. 契約の申込みの撤回(クーリングオフ)について

##### 【生命共済、火災共済共通】

●新規契約に限り、契約申込者は、申込日(掛金支払日)から大学生協共済連の8営業日以内に、書面により申込みの撤回ができます。申込みの撤回するときには、大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルまでお申し出ください。

#### 2. 加入申込書および告知事項の記入について(契約時の告知事項)

##### 【生命共済】

- 「加入申込書」(告知事項に該当するときの告知書を含みます。)は大学生協共済連と契約を締結するための重要書類です。記載事項は事実を表記し、契約者と被共済者が異なるときは被共済者の事実を充分確認のうえ、契約者自身が記入してください。
- 「生命共済健康状態に関する告知事項」には正確にお答えください。回答が事実と異なると契約が解除されたり共済金をお支払いできない場合があります。
- 「生命共済健康状態に関する告知事項」のいずれかの事項に該当する場合は、その病名および発病日または手術予定日についての告知が必要となります。
- 「告知書に記載した病気」、「告知書に記載しなかったが契約申込み前に発病していたと診断された病気」が原因での共済金は支払いません。ただし、申込日(掛金支払日)から1年を経過した後の前記の病気を原因とする死亡や後遺障害、入院、手術については共済金をお支払いできる場合があります。詳細は大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルまでお問い合わせください。

##### 【火災共済】

●この共済の他に、同種の共済契約や保険契約の有無を「加入申込書」に告知してください。他の共済契約や保険契約が存在するときは、「契約概要」の9.保障内容」の項をご覧ください。

#### 3. 契約内容の変更等について(契約後の通知事項)

●契約後に次の事項に変更が生じたときは、必ず大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルに通知してください。

##### 【生命共済、火災共済共通】

- ①被共済者の扶養者の氏名、住所
  - ②契約者の氏名、住所
  - ③被共済者の氏名、住所(被共済者の変更はできません)
  - ④共済掛金の振替金融機関口座
  - ⑤契約者または被共済者の通学する大学、学校
  - ⑥卒業予定年
  - ⑦被共済者の「区分」
- ##### 【火災共済のみ】
- この共済の他に同種の共済や保険の契約を締結するとき

#### 4. 契約の成立日と効力の発生日について

##### 【生命共済、火災共済共通】

- 大学生協共済連が契約の申込みを承諾した場合には、契約はその申込日に成立したものとします。
- 効力の発生日は「契約申込書の提出」と「共済掛金支払」の双方が必要で、共済契約の効力は、「契約申込書提出日」または「初回掛金支払日」のいずれか遅い日の翌日午前0時に発生します。ただし、それらの日より遅い日を発効日として指定する契約については、その指定発効日の午前0時に効力が発生します。
- 新入生の場合の効力発生日は、契約申込日と共済掛金支払日との関係により、次のとおりとします。

- ①契約申込日と共済掛金支払日が2016年3月31日以前の場合  
……2016年4月1日午前0時
- ②契約申込日は2016年3月31日以前であるが、共済掛金支払日が2016年4月1日以降の場合  
……共済掛金支払日の翌日午前0時
- ③契約申込日と共済掛金支払日が2016年4月1日以降の場合  
……契約申込日、または共済掛金支払日のいずれか遅い日の翌日午前0時

#### 5. 継続契約の掛金払込猶予期間と継続契約の不成立について

※詳しくは、大学生協共済連ホームページをご覧ください。

##### 【生命共済、火災共済共通】

- 自動継続する契約の共済掛金が預金口座の残高不足等で振替不能となった場合、初回口座振替日の翌日から3ヶ月間の払込猶予期間があります。ただし、この期間内に入金がない場合は、満了した契約の満了日を以って契約が終了し、継続契約は成立せず「保障のない状態」となります。
- 口座振替月の前末日までに口座振替依頼書のご提出がない場合は、継続契約の掛金支払猶予期間はありません。

#### 6. 共済金をお支払いできない主な場合について

※詳しくは学生総合共済パンフレット、大学生協共済連ホームページをご覧ください。

##### 【生命共済】

- ①契約者、被共済者の故意によるとき(自殺は除きます。)
  - ②被共済者、当該扶養者の私闘、犯罪行為によるとき
  - ③頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛、背痛等で医学的他覚所見がないとき
  - ④無資格、無免許、酒気帯び、薬物依存での運転や信号無視、最高速度違反、遮断中の踏切立ち入りによるケガ
- ##### 【火災共済】
- ①契約者、被共済者の故意によるとき
  - ②地震、噴火、これらによる津波、火災、風水害等
  - ③戦争、内乱等によって発生した火災、風水害、盗難
  - ④紛失
  - ⑤貸主と特別な約定により加重された賠償責任
  - ⑥借戸室内に存在しなかった家財、現金の盗難
  - ⑦借戸室の欠陥、腐食、さび、かび等の自然の消耗
  - ⑧借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室内の損壊に起因する賠償責任

##### 【生命共済・火災共済共通】

●契約締結の際または共済金請求の際に詐欺行為をした場合

#### 7. 共済金額を増額、減額した場合のお支払いについて

##### 【生命共済】

●入院・通院期間中に、共済金額が増減がある場合、契約変更後の入院・通院期間については、変更前の共済金額と変更後の共済金額のいずれか少ない額で支払います。

#### 8. 共済金の分割、繰り延べ、削減について

##### 【生命共済】

●戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、総会の議決を経て共済金を分割・繰り延べて支払い、または金額を削減する場合があります。

#### 9. 時効について

##### 【生命共済、火災共済共通】

- 契約者・被共済者・共済金受取人が共済金の請求を、支払事由の発生した翌日から3年間怠ったときは時効により消滅します。
- 契約者が共済掛金の返還・解約返戻掛金の請求を、返還・請求事由の発生した翌日から3年間怠ったときは時効により消滅します。

#### 10. 解約と解約返戻金について

##### 【生命共済、火災共済共通】

- 契約を解約するときは、大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルへ連絡のうえ、所定の書類を提出してください。解約日は、所定の書類が大学生協共済連(または大学生協の共済窓口)に届いた日または解約希望日のいずれか遅い日です。
- 解約にあたって未経過共済期間がある場合は、所定の算式によって解約返戻金を支払います。ただし、既経過共済期間中に共済金の支払事由が生じた場合は、解約返戻金は支払いません。

#### 11. 契約が無効となる場合について

##### 【生命共済、火災共済共通】

- ①契約者、被共済者が契約の資格・条件を充足しなかったとき
  - ②基本契約および特約の共済金の限度額を超えて契約したとき、その最高限度を超えた部分
  - ③申込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
  - ④契約者の意思によらず契約が申込みれたとき
- ##### 【生命共済】
- ①被共済者が効力の発生日(保障開始日)の前日までに亡くなられていたとき
- ##### 【火災共済】
- ①借戸室が存在しないとき
  - ②借戸室や家財に損害が生じていることを、契約時点で契約者または被共済者が知っていたとき

## 重要事項説明書 学生賠償責任保険

日常生活個人賠償責任補償特約および受託品補償拡大型一部変更特約付帯学生・子ども総合保険、施設・生産物賠償責任保険

### 重要事項のご説明

#### 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明

日常生活個人賠償責任補償特約および受託品補償拡大型一部変更特約付帯学生・子ども総合保険、施設・生産物賠償責任保険

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。●申込人と被保険者(保障の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。●取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

#### 【契約概要のご説明】

#### 1 商品の仕組みおよび引受条件等

●この保険は全国大学生協共済生活協同組合連合会(以下「大学生協共済連」)が保険契約者となる団体契約です。

##### (1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(保障の対象者)が事故によるケガで亡くなられた

#### 12. 契約が解除となる場合について

##### 【生命共済、火災共済共通】

- 告知義務違反による解除
- 契約者または被共済者が、契約締結の際に故意または重大な過失により、告知事項または危険の測定に関する重要な事実を隠したり、または事実でないことを記載した場合。
- 重大事由による解除
- 契約者、被共済者または共済金受取人が、①故意に共済金支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- ②共済金請求に関して詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- ③他の共済契約等との重複により、被共済者の共済金等の合計額が著しく過大となり、たすけあいの制度としての目的を超える、または逸脱すると大学生協共済連が判断したとき
- ④大学生協共済連の信頼を損ない、契約の存続を不適当と判断された場合。

※解除が共済金支払事由発生後であっても共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

#### 13. 元受団体ならびに共済契約に関する苦情・相談について

- 大学生協共済連ならびに共済の契約または共済金の支払に関する苦情・相談ならびに異議申立ては下記の相談窓口(0120-335-770)でお受けいたします。
- 契約者、被共済者または共済金受取人は、契約または共済金の支払に関して大学生協共済連の決定に不服があるときは、大学生協共済連の「異議申立てに関する審査委員会」に対して異議の申立てを行うことができます。

#### 14. 万一事故が発生した場合には

事故や病気が発生した場合には、すみやかに大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルまでご通知ください。

#### 15. 中立的な外部機関による紛争解決について

- 上記による大学生協共済連との間で問題を解決できない場合は、(社)日本共済会 共済相談所ににご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。

#### 個人情報取り扱いについて

##### 【利用目的】

大学生協共済連(以降、当会と記載)が共済契約の締結・維持管理ならびに共済金支払等に際して取得した個人情報は、当会ならびに当会の会員である大学生協および全国大学生協連(※)が共済事業と生活協同組合事業に関する各種調査・サービス・イベント等の案内などをするために利用することがあります。また、健全な共済事業運営のため、医師等に対して告知内容・共済金請求内容に関する事実確認を行うことがあります。

※全国大学生協連とは、大学生協が加盟する生活協同組合の連合会で正式名称は「全国大学生協同組合連合会」と称します。

##### 【共同利用】

当会が保険契約者となる団体契約(学生賠償責任保険・扶養者死亡保障保険)に関して取得した個人情報は、当会ならびに当会の会員である大学生協および引受保険会社、および保険代理店である株式会社大学生協保険サービスにおいて、契約の締結・維持管理・保険金の支払および各種案内・サービスなどのために利用します。

##### 【第三者提供】

当会および当会の会員である大学生協は、当会の会員である大学生協・全国大学生協連・被共済者が所属する大学に、「学生総合共済」ならびに当会が保険契約者となる「団体契約」の加入状況および共済金・保険金の支払い状況などを提供することがあります。

##### 【個人情報の保護】

については各々のホームページをご覧ください。

全国大学生協共済生活協同組合連合会 <http://kyosai.univcoop.or.jp/>  
三井住友海上火災保険株式会社 <http://www.ms-ins.com/>  
共栄火災海上保険株式会社 <http://www.kyoaikasai.co.jp/>  
東京海上日動火災保険株式会社 <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 <http://www.sjnk.co.jp/>  
株式会社大学生協保険サービス <http://hoken.univcoop.or.jp/>

元受団体:全国大学生協共済生活協同組合連合会  
ご相談窓口:共済・保険サポートダイヤル 0120-335-770  
受付時間:平日9:40~17:30 土曜日9:40~13:00

場合や被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方(※)、扶養者として指定できる方および被保険者の範囲は次のとおりとなります。

| 対象となる学校教育法に定める学校 |                         | ①大学②大学院③短期大学④高等学校⑤高等専門学校⑥特別支援学校の高等部⑦専修学校(専門課程、高等課程、一般課程)⑧各種学校   |
|------------------|-------------------------|---|
| 被保険者の範囲          | 下記以外                    | 加入申込書の被保険者氏名の欄に記載の方(本人)   |
|                  | 賠償責任保険金(日常生活個人賠償責任補償特約) | ①本人②親権者およびその他の法定の監督義務者③配偶者④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)⑤本人・親権者・配偶者と別居の未婚の子。なお、①および③から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りま)を被保険者とします。(注)同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここの同居には該当しません。 |

(※)大学生協の学生総合共済P9「ご加入者(被保険者)となれる方」をご参照ください。